

綾川町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和4年3月



目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 計画策定の背景	1
2 温室効果ガス排出量の算定方法	3
第2章 綾川町地球温暖化対策実行計画（前計画）の削減実績	5
1 綾川町地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減目標	5
2 二酸化炭素排出量の推移	5
3 二酸化炭素排出量の内訳	5
第3章 本計画の基本事項	7
1 計画の目的	7
2 計画の対象範囲	7
3 基準年度と計画期間	7
4 計画の位置づけ	8
5 対象とする温室効果ガス	9
第4章 計画の目標	10
1 国の温室効果ガス総排出量の削減目標の考え方	10
2 本町の温室効果ガスの削減目標	10
第5章 取組内容	12
1 中長期的な取組	12
2 事務の実施にあたっての配慮	12
3 建築物の建築・管理にあたっての配慮	17
第6章 計画の推進と点検・評価	18
1 推進体制	18
2 計画推進の流れ	18

第1章 計画策定の背景

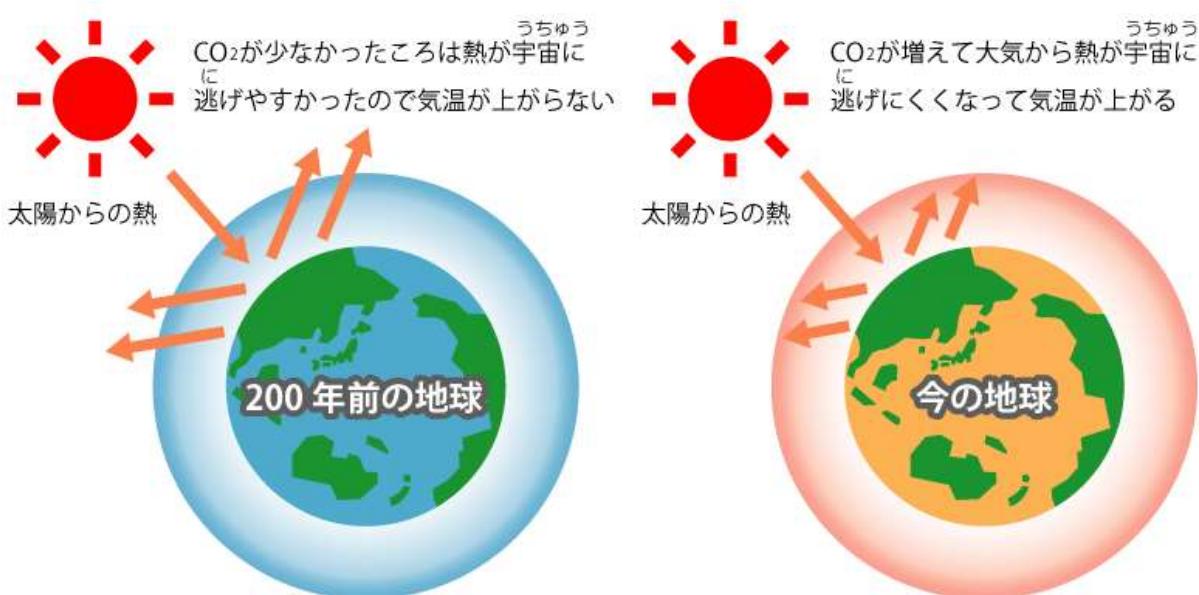
1 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。その主な原因是人為的な温室効果ガスの排出量の増加とされ、地球全体の気候に大きな変動をもたらし、日々の生活にさまざまな影響を与えていると国内外で報告されています。

我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測され、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

図表 1-1 地球温暖化のしくみ



出典：一般社財団法人家電製品協会

(2) 国際的な動向

国際的な動きとしては、2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」、「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられています。この協定において、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

また、持続可能な開発目標(SDGs)を含む「2030 アジェンダ」では、世界全体の経済、社会、環境の3側面を不可分のものとして調和させる統合的取組の目標を明示しています。

図表1-2 関連するSDGsのGOAL（目標）



（3）国の対応

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が制定されました。この法律により、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。また、同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

2016年5月には、地球温暖化対策計画（以下、「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げされました。地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

また、2020年10月、「2050年カーボンニュートラル*」を宣言し、2021年3月に「地球温暖化対策推進法」の一部改正を閣議決定しました。

*カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

（4）綾川町の取組状況

綾川町（以下、「本町」という。）では、2006年3月に「綾川町環境保全条例」を制定し、地域の自然環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、本町は町民・事業者と協力し、環境の保全に関する施策を推進することを定めました。同条例に基づき、環境保全の取組として、町民のごみ減量化のための各種補助金や住宅用太陽光発電、蓄電池の設置補助金交付を行っています。

また、2008年8月には、地球温暖化対策推進法に基づき、本町の事務事業から排出される温室効果ガスの排出を削減するための指針として「綾川町エコオフィス計画」、2015年4月に「綾川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、全職員が一丸となって地球温暖化防止に向けた取組を進めてきました。

このような本町における温暖化対策への取組をより発展していくため、継続して地球温暖化防止の取組を推進していきます。

2 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画の対象とする温室効果ガス排出量の算定は、以下に示す方法で行います。

(1) 二酸化炭素排出量の算定式

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※活動量：電気・ガス・ガソリン等エネルギーの年間使用料 排出係数：図表 1-3 のとおり

図表 1-3 二酸化炭素の排出係数一覧

項目	排出係数	
	係数	単位
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	kg-CO ₂ /L
A 重油	2.71	kg-CO ₂ /L
B 重油又はC 重油	3.00	kg-CO ₂ /L
液化石油ガス (LPG)	3.00	kg-CO ₂ /kg L
電気 ※電気事業者別排出係数は排出量算定期の前年基礎排出係数を用います。	参考：四国電力 0.382	kg-CO ₂ / kWh

出典：温室効果ガス総排出量算定期方法ガイドライン（環境省）

参考：

温室効果ガス排出量の計算には、各エネルギーの使用量を温室効果ガス排出量に換算するための係数（排出係数）を用います。エネルギーごとに排出係数が定められ、電気に関しては発電方法の違いなどから電気事業者ごとに排出係数が定められ、毎年度公表されています。電気事業者の排出係数は温室効果ガス排出量に大きく影響します。電力の供給を受ける際には金額面だけでなく、排出係数も考慮した事業者の選定を行うことが必要です。

(2) メタン・一酸化二窒素の算定式

$$\text{自動車の走行に伴う排出量} = \text{自動車ごとの走行量} \times \text{自動車ごとの排出係数}$$

※活動量：電気・ガス・ガソリン等エネルギーの年間使用料 排出係数：図表 1-4 のとおり

図表 1-4 二酸化炭素の排出係数一覧

排出区分（自動車の種類）	走行量 の 単位	排出係数	
		メタン (kg-CH ₄ /km)	一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/km)
ガソリン ・ LPG	km	0.000010	0.000029
		0.000010	0.000022
		0.000035	0.000039

	小型貨物車		0.000010	0.000026
	軽貨物車		0.000015	0.000022
	乗合自動車		0.000035	0.000035
	特殊用途車		0.000035	0.000035
軽油	普通・小型乗用車		0.000002	0.000025
	普通貨物車		0.000015	0.000014
	小型貨物車		0.0000076	0.000009
	乗合自動車		0.000017	0.000025
	特殊用途車		0.000013	0.000025

出典：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）

(3) ハイドロフルオロカーボンの算定式

①自動車用工アコンディショナーからの排出量

=カーエアコンの台数×ハイドロフルオロカーボンの排出係数 (0.010 kg-HFC/台・年)

②フロン冷媒機器等からの排出量 = ①規格量 - 廃棄時残量
②充填量（補充分）

(4) 温室効果ガス総排出量の算定式

温室効果ガスの総排出量を算定する場合は、温室効果ガスごとに地球温暖化係数を乗じて、同程度の効果を及ぼす二酸化炭素の量に換算した値（単位は kg-CO₂）を用います。

※地球温暖化係数：図表 1-5 のとおり

図表 1-5 地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	HFC-134a 1430 など

出典：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）

第2章 綾川町地球温暖化対策実行計画（前計画）の削減実績

1 綾川町地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減目標

前計画では、2019（令和元）年度温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素（CO₂）排出量を基準年度（2014 年度）比の3.8%削減するとしていましたが、大幅な削減となっております。

2 二酸化炭素排出量の推移

二酸化炭素排出量の推移は図表 2-4 のとおりです。2014 年度（前計画基準年度）を 100%とした場合の、2020 年度実測値の二酸化炭素排出量の割合は 63.3%、36.7%の削減となっております。灯油、A 重油は二酸化炭素排出量が増加しています。その他のエネルギーは減少していますが、電気の占める割合が大きいため、電気使用量の大幅な減少により全体の排出量が大きく削減できています。

図表 2-1 二酸化炭素排出量の推移

（上段：排出量実績 下段：2019 年目標に対する達成比率）

項目	2014 年度実測値 (H26 年度) (前計画基準年度)	2019 年度実測値 (R1 年度)	2020 年度実測値 (R2 年度)	目標 (対基準年度 △3.8%の値)
電気 (kWh)	3,929,274	2,319,890	2,249,438	3,779,961
	—	59.0%	57.2%	—
灯油 (L)	520,961	549,734	580,403	501,164
	—	105.5%	111.4%	—
液化石油ガス (LPG) (kg)	336,079	209,927	165,251	323,308
	—	62.5%	49.2%	—
ガソリン (L)	106,495	72,703	69,808	102,448
	—	68.3%	65.6%	—
軽油 (L)	33,934	9,168	6,484	32,644
	—	27.0%	19.1%	—
A 重油 (L)	83,563	81,300	99,186	80,387
	—	97.3%	118.7%	—
計	5,010,305	3,242,720	3,170,569	4,819,914
	—	64.7%	63.3%	—

赤字：2014 年度（前計画基準年度）を 100%とした場合の、2019、2020 年度実測値の二酸化炭素排出量の割合

※参考：四国電力による電気の排出係数

2014 年 : 0.699 kg-CO₂ 2019 年 : 0.500kg-CO₂ 2020 年 : 0.382 kg-CO₂

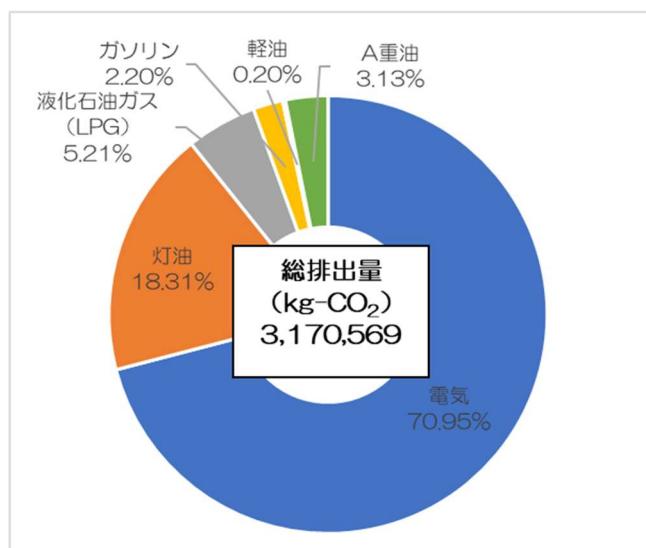
3 二酸化炭素排出量の内訳

2020 年度における本町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出は 3,170,569kg-CO₂ です。項目別にみると、電気の使用に伴う排出量がほぼすべてを占めています。

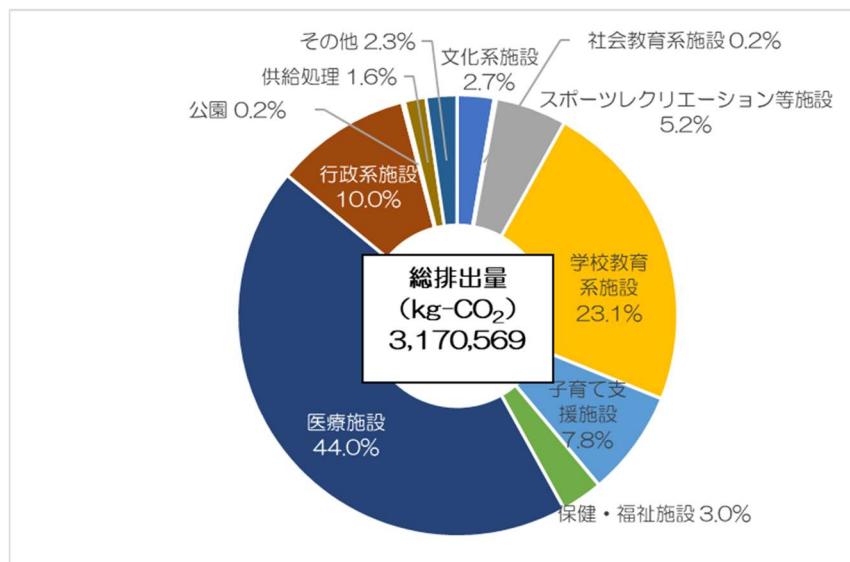
施設分類別では、医療系施設、学校教育系施設、行政系施設からの排出量が多くなっています。

図表 2-2 2020 (R2) 年度二酸化炭素排出量の内訳

種類	使用量	単位	総排出量 (kg-CO ₂)	排出係数 (kg-CO ₂ /単位)
電気	5,414,035	k Wh	2,249,438.035	参考：四国電力 0.382
灯油	233,093	L	580,402.566	
液化石油ガス (LPG)	55,084	kg	165,251.174	
ガソリン	30,089	L	69,807.617	
軽油	2,513	L	6,483.798	
A重油	36,600	L	99,186.000	
合計	—		3,170,569.190	—



図表 2-3 2020 年度における施設別二酸化炭素排出量構成比



第3章 本計画の基本事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき策定するものです。本町の事務・事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制することを目的とします。

2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、下記の部署及び出先機関等とします。民間等へ委託して行う事業は含まれないものとしますが、温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

図表3-1 対象範囲

(1) 議会事務局
(2) 総務課
(3) 税務課
(4) 住民生活課
(5) 健康福祉課
(6) 子育て支援課
(7) 保険年金課
(8) 建設課
(9) 経済課
(10) 綾上支所
(11) 会計室
(12) 教育委員会
(13) 陶病院
(14) 介護老人保健施設あやがわ

3 基準年度と計画期間

本計画は、2020年度を基準年度とし、計画期間は2022年度から2026年度までの5年間とします。ただし、環境の変化や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを実施するものとします。

また、本町では国が「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現※」を示していることから、中期〔2030（令和12）年度〕及び長期〔2050（令和32）年度〕の展望を見据える必要があるため、削減目標を設定し計画を推進します。

※環境省：地球温暖化対策の推進に関する法律

4 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」です。

また、「綾川町第2次総合振興計画」を踏まえるとともに設備更新などを伴うものとして、公共施設の管理の方向性を示す「綾川町公共施設等総合管理計画」とも連携・整合を図るものとします。

図表3-2 計画の位置づけ



5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項で定められている温室効果ガスは7種類です。本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。これ以外の温室効果ガスについては、本町の事務事業から排出されている可能性が低く、また排出量を把握するのが困難なため除外します。

図表3-3 温室効果ガスの種類（法第2条第3項）

温室効果ガス	概 要	計画 対象
二酸化炭素(CO ₂)	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の使用等により排出される	○
メタン(CH ₄)	可燃性で天然ガスの主成分 自動車の走行や、燃料の燃焼、廃棄物の焼却・埋立等により排出される	○
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行や燃料の使用等により排出される	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	スプレー、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用される	○
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造等において使用される	
六ふつ化硫黄(SF ₆)	電気絶縁ガス等として使用される	
三ふつ化窒素(NF ₃)	半導体の製造等において使用される	

第4章 計画の目標

1 国の温室効果ガス総排出量の削減目標の考え方

国の「地球温暖化対策計画」では、地方自治体の事務事業が該当する「業務その他部門」の削減目標を、2030年度に2013（平成25）年度比で40%削減と設定しています。この「地球温暖化対策計画」を受けて、国の省庁の実行計画（事務事業編）となる「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」が2016（平成28）年5月に策定され、2021（令和3）年10月に改訂しています。

改訂内容：

- ①基本理念の追加：**我が国における2050年までの脱炭素社会*の実現**
- ②2013(平成25)年度を基準年度として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの2030年度における排出量を政府全体で46%削減することを目標とする。
- ③市町村における実行計画の策定
 - ・その区域の自然的・社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努める。

*脱炭素社会：人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

本町における計画の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」を考慮しつつ、本町の事業部門等の特性を踏まえて設定します。また、温室効果ガスの削減は、直接的にはエネルギーの使用量に関係しますが、間接的な項目も温室効果ガスの削減につながります。今後は、直接的項目と間接的項目により2050年温室効果ガス排出量実質ゼロをめざしていくものとします。

2 本町の温室効果ガスの削減目標

本町におけるエネルギー起源による二酸化炭素総排出量の削減目標は、2026年度までに2020年度比で13%以上を削減（2014年度比では44.9%）することとします。また、2050年度に温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざすために、2030年度の中間目標を2020年度比で26%以上削減（2014年度比では53.2%）とすることとします。

温室効果ガスであるメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）も、使用する公用車等から排出されるため、排出状況を把握し削減に努めることとします。

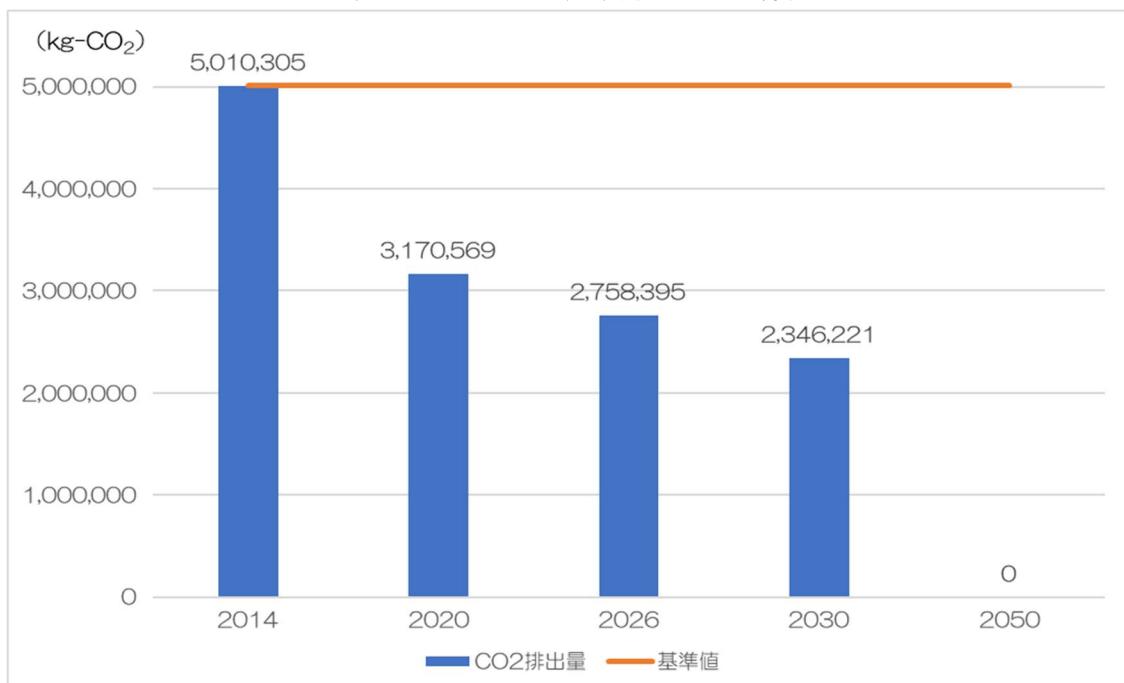
図表4-1 基準年度（2020年）に対する各年度の削減目標

2020年度	2026年度	2030年度	2050年度
基準年	13%以上削減	26%以上削減	100%削減

図表4-2 削減目標の内訳

温室効果ガスの種類	2020年度 基準年度	2026年度 目標年度	2030年度 中間年度	2050年度 最終目標
エネルギー起源CO ₂	3,170,569.2kg-CO ₂ 参考：2014年度 5,010,305.4kg-CO ₂	2,758,395.2kg-CO ₂ 2020年度比 △13% 2014年度比 △44.9%	2,346,221.21kg-CO ₂ 2020年度比 △26% 2014年度比 △53.2%	0kg-CO ₂ 2020年度比 △61% 2014年度比 △100%
メタン (CH ₄)				OCH ₄
一酸化二窒素 (N ₂ O)				ON ₂ O
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		2022年度以降の排出状況を把握し、削減に努める。		OHFC

図表4-3 二酸化炭素排出量の目標値



第5章 取組内容

1 中長期的な取組

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロをめざすために、中長期的に脱炭素に向けた取組を推進していきます。また、民間企業とも連携して、民間の知恵を生かした脱炭素・活力のまちづくりに繋がる綾川町役場をめざします。

なお、綾川町全域における地球温暖化対策実行計画は区域施策編にて設定します。

2 事務の実施にあたっての配慮

(1) 省エネルギーの推進

①電気使用量の削減

本町の事務・事業から発生する温室効果ガスの発生源のうち最大のものは、全体のCO₂排出量のうち、大部分が電気の使用に伴うものです。目標達成のためには最大の排出源である電気の使用に伴う温室効果ガスの発生の抑制、削減が不可欠です。

OA 機器の使用	<ul style="list-style-type: none">OA 機器の節電・待機モードを効果的に活用します。OA 機器を長時間使用しないときには、支障のない限り電源をオフにします。業務や健康に支障がない範囲でパソコンやテレビのディスプレイ輝度の抑制に努めます。退庁時には、業務上支障がない範囲で OA 機器の電源をプラグから抜きます。
エレベーターの使用	<ul style="list-style-type: none">エレベーターの利用を控えます。
照明	<ul style="list-style-type: none">各職場での朝・昼・帰りの不要な照明を消灯します。会議室、給湯室、トイレ等に使用時以外は消灯を徹底します。昼休みや残業時には、業務に支障のない範囲で消灯します。業務や健康に支障がない範囲での庁内照明の間引きを努めます。
空調	<ul style="list-style-type: none">空調設定温度は、暖房温度 20 度、冷房温度 28 度を目安に事務室の適切な温度の維持に努めます。夏季においてはクールビズ、冬季においてはウォームビズを行います。窓ガラスへの断熱、遮光フィルムの貼り付け等により室内の温度管理を行います。空調機器のフィルターの清掃等、設備・機器の保守点検を定期的に行います。空調を行っていない部屋等に通じる扉は、開放したままにしないようにします。

	<ul style="list-style-type: none"> 会議室等の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止します。 クールビズやウォームビズなど、室温に合わせた服装を心がけます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 執務時間内の事務処理に努めます。 電気ポットは、節電モードを使用し、退庁時には電源を切れます。 マイボトル等を持参し、業務に必要のない電気ポット、コーヒーメーカーの使用はしないものとします。 冷蔵庫は、庫内を整理整頓し、季節に応じた設定温度にするよう努めます。 自動販売機の照明や温度等に関して、省エネに配慮した設定を要請します。 ノー残業デーを推進します。 既存施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用設備の設置に努めます。

②施設等燃料の使用量の削減

燃料の選択	<ul style="list-style-type: none"> 現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、LPG、LNG 等の環境負荷の相対的に小さなものを使用します。
ガスコンロの使用	<ul style="list-style-type: none"> ガスコンロの使用は必要最小限にします。

③公用車等燃料使用量の削減

エコカーの導入	<ul style="list-style-type: none"> 車両更新時にはエコカー（低公害車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等）を計画的に導入することで燃料使用量の削減を図ります。
公用車の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブを心がけ、アイドリングや急発進、急加速、空ぶかし等を行いません。 <p style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> ●エコドライブ 10 のすすめ <ol style="list-style-type: none"> ①ふんわりアクセル「e スタート」 ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 ③減速時は早めにアクセルを離そう ④エアコンの使用は適切に ⑤ムダなアイドリングはやめよう ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備 ⑧不要な荷物はおろそう ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう ⑩自分の燃費を把握しよう </p> <ul style="list-style-type: none"> タイヤの空気圧の点検等、適切な車両整備を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料使用量および走行距離の把握・管理に努めます。 ・公用車利用時は走行ルートを確認し、無駄な走行を控えます。 ・出張移動の際、できる限り、相乗りに努めます。
公共交通機関の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・出張時は公共交通機関を活用し、できる限り公用車の利用を控えます。

(2) 省資源の推進

①上水使用量の削減

節水の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・節水のラベルを貼り、節水意識の高揚を図ります。 ・食器具類の洗浄や歯磨きなど水を使用する場合は、蛇口をこまめに締める、又は水をためて使うなど節水に努めます。 ・公用車の洗車にあたっては、洗車方法の改善や回数の削減などに努めます。 ・トイレ洗浄用水の節水に努めます。
節水型水利用器の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等における水利用機器を節水型に変更します。 ・取り付け可能な水栓には、節水コマを取り付けます。 ・蛇口の水圧を調整します。

②コピー・印刷用紙使用量の削減

資料の簡素化・削減	<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料、印刷物、報告書等を作成するときは、ページ数や部数を最小限とします。 ・連絡文書等は回覧や掲示とすることで作成部数を削減します。 ・両面コピー、両面印刷を徹底します。 ・可能なものは縮小機能を活用して枚数を削減します。 ・ミスプリント防止のため、コピー機は使用後必ずリセットします。
文書管理システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧や庁内文書等は、綾川ポータルを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進します。 ・庁内共有ファイルシステムを活用することにより資料の共有化を図ります。 ・庁内における簡易文書の送付は、電子メールや掲示板を利用します。 ・電子決済の導入を検討します。 ・ホームページやメール等で情報の提供をすることにより、対外向け印刷物の発行部数を削減します。
用紙の再利用	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内文書については、支障のない範囲で使用済用紙の裏面を活用します。

③廃棄物の削減

【3Rの推進】

<p>●発生抑制 (Reduce) :</p>	<p><u>廃棄物の発生を抑制する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各課のごみ箱削減に努め、リサイクル可能な紙の廃棄をなくします。 マイボトル持参等により、紙コップ、ペットボトルなどの使い捨て製品の使用の抑制を図ります。 会議におけるお茶などを提供する際は、紙製やリサイクル率の高い缶を採用しペットボトル飲料を使用しない等、使い捨てプラスチックの使用抑制を図ります。 資料等を発送する際は、過剰な包装をしないよう工夫します。 机等の事務用品の不具合、電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図ります。 事務用品等消耗品の節約に努めます。 昼食時には、割り箸の使用を自粛し、マイ箸の使用を励行します。 生ごみは、しっかり水気を切ってから宿直室にある電動生ごみ処理機でごみの削減を図ります。 業者等から職員に配布される広告チラシ類は、必要としないものの受取を拒否するように努めます。 買い物の際はマイバッグを携行し、レジ袋は購入しないようにします。
<p>●再使用 (Reuse) :</p>	<p><u>まだ使えるものは、できるだけ再利用する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 綾川ポータル等の活用により、不要になった備品等を掲示し有効活用を図ります。 使用後の封筒、不要になった紙類は府内向けの再使用や裏面活用を図ります。
<p>●再生利用 (Recycle) :</p>	<p><u>分別回収・リサイクルの推進を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの分別を行い、ビン、缶、ペットボトル、古紙のリサイクル回収を徹底します。 分別排出された資源ごみについては、業者による回収等を徹底し、リサイクル推進体制を確立します。 紙類リサイクルボックスを印刷室内に適切に配置し、雑がみ回収を徹底します。 コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底します。 府内で発生する紙類はシュレッダー等を行い、リサイクル回収を徹底します。 自動販売機で購入した飲料品の空き容器は、販売事業者が設置したりサイクル回収ボックスの活用に努めます。

(3) その他の取組

①グリーン購入の推進

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組です。グリーン購入法第10条では、地方公共団体は毎年度、環境物品等の調達方針を作成し当該方針に基づき、物品等の調達を行うよう努めることとされています。

- ・物品購入の際、エコマーク、グリーンマーク適合製品等、環境配慮型物品の選択を推進します。
- ・用紙類等はグリーン購入法に適合する商品を購入に努めます。
- ・トイレットペーパーは古紙配合率100%のものの購入を推進します。
- ・森林の育成過程で生産される間伐材や小径材などの木材製品を積極的に使用します。
- ・OA機器の導入時は、国際エネルギー ستアロゴ表示品又は同等以上のエネルギー消費効率の高い機器の選択に努めます。
- ・家電製品の導入にあたっては、省エネ製品・非フロン系（冷媒）を導入します。
- ・消耗品等は適切な在庫管理を行います。
- ・グリーン購入のための参考情報の提供を行います。

②電力契約の検討

契約の際には、電気料金とあわせてCO₂排出係数についても考慮し、温室効果ガス排出の削減に努めます。

③マイカーの利用抑制等

- ・通勤には、できる限り公共交通機関の利用を励行します。
- ・徒歩や自転車利用及び自動車の相乗りを励行します。
- ・通勤に使用するマイカー更新の際には、低公害車の選択を推奨します。

④エネルギー使用状況等の把握

- ・各施設において、外部機関による省エネルギー診断を受診し、各施設の実情に応じた機器等の運用による改善や設備更新等に努めます。
- ・各施設において、エネルギー消費の「見える化」を行い、適切な取組の実施に努めます。

3 建築物の建築・管理にあたっての配慮

(1) 設計・施工時

①建築物の建築にあたっての取組の推進

本庁舎をはじめとする公共施設を対象に、施設の省エネルギー化を進めます。

施設の新增設や改修に際し、省エネルギー設計、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、雨水・処理水の有効利用を図るなど、温室効果ガス削減に資する最新技術を取り入れます。

さらに、持続可能な都市づくりの観点から、公共事業においても事業の計画、設計、施工及び監理の各段階において環境配慮を行っていくとともに、温室効果ガスの排出量の少ない工事及び都市構造の実現に寄与する設計に努めます。

②環境負荷の少ない施工工事の実施

- ・適正な運搬車両台数、運転時間、走行ルート等の事前検討を促します。
- ・車両の排ガス、騒音、振動等の抑制を促します。

③適切な汚染物質処理施設等の設置

- ・最善の技術を用いた処理施設の設置等により、自ら設置するばい煙発生施設等から生じる汚染物質の削減を図ります。
- ・燃焼設備の改修等では、LPG、LNG 等環境負荷が相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図ります。

(2) 既存建築物の省エネ性能の向上

- ・遮光フィルム等により空調効果の向上を検討します。

(3) 緑化等の環境整備と周辺の自然環境保全の推進

- ・公共施設においては、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図ります。
- ・緑地、歩道及び側溝等の適切な管理を行い、美観の保持を図ります。

(4) 省エネ型電化製品への入替え

- ・製造後 10 年を超える冷蔵庫や電気便座等は、計画的に入替えを図ります。

第6章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

本計画は、温室効果ガス削減目標値に達するために、推進体制を構築し、温室効果ガス削減目標値の達成を目指すこととします。

(1) 地球温暖化対策実行推進本部の設置

温室効果ガス排出量の削減に向けた計画・改善策を策定するため、地球温暖化対策実行推進本部を設置します。事務局は、住民生活課とし、計画の実効性を高めるため、各課に推進責任者を配置します。推進責任者は、各課の課長とします。

また、地球温暖化対策実行推進本部長を副町長とし、町長は必要な指示や指導・助言を行います。

(2) 地球温暖化対策実行推進委員会の設置

本部が策定した計画の周知・徹底により職員に対する意識啓発を図りながら計画を実行するとともに、計画の実施状況を評価するため、地球温暖化対策実行推進委員会を設置します。事務局は、住民生活課とします。

地球温暖化対策実行推進委員は、各課の課員とします。

2 計画推進の流れ

(1) PDCA サイクルによる継続的な改善と進行管理

本計画の実施状況と環境の状況を定期的に点検し、その結果に基づき、計画の立案（PLAN）、計画の実施（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACTION）という流れを継続して繰り返し、改善を図りながら進行管理を着実に行います。

①PLAN（計画）

- ・地球温暖化対策実行計画の削減目標を踏まえ、取組内容を決定します。

②DO（実施）

- ・各部署において、計画を周知し、目標に向けた取組を計画的に実施します。

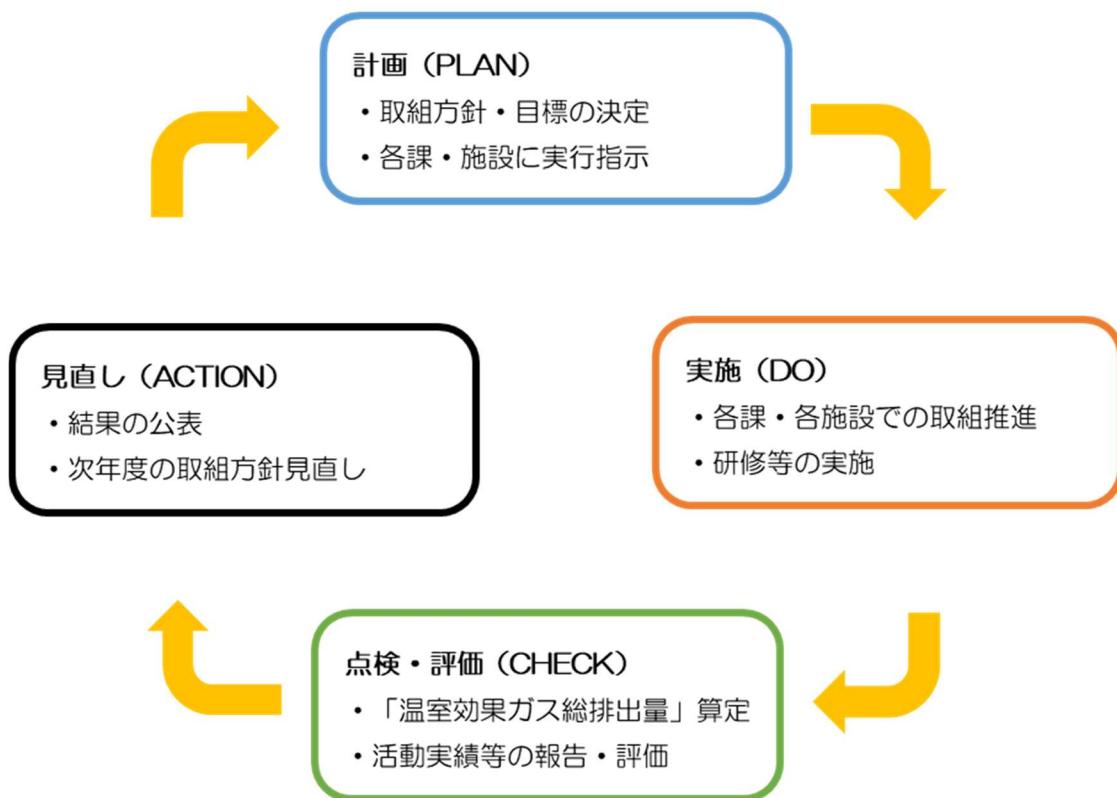
③CHECK（点検・評価）

- ・推進責任者は年2回（9月・3月末）、各課（出先機関を含む）の取りまとめを行い、住民生活課において全庁を集約し、計画の進捗状況の把握を行います。
- ・全庁的な進捗状況の点検を行い、今後の計画の効果的な進め方等について協議を行います。
- ・実施状況調査の結果に基づき、所属課の責任者に対し、必要な改善措置を講じるよう求めます。
- ・所属長は、適宜、実施状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を行うものとします。

④ACTION（見直し）

- ・本計画の目標及び取組に係る評価結果を踏まえながら、また、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢も考慮し、必要に応じて地球温暖化対策実行計画の見直しを行います。
- ・目標の達成状況、各所属における取組内容等を総合的に点検・評価し、今後の計画の効果的な推進方策などを検討し、必要に応じて計画・取組内容等の見直しを行います。

図表6-1 PDCAサイクル



綾川町地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】

発行：綾川町 住民生活課
〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
TEL : 087-876-1114 (直通)
FAX : 087-876-3120